

宮崎市子どもの居場所づくり事業（進学支援）実施要領

本要領は、宮崎市が子どもの居場所づくり事業（進学支援）を実施するにあたって必要な事項について定める。

1. 事業目的

宮崎市で生活保護を受給している被保護者及び生活困窮世帯等のうち、中学生、高校生を対象に、高校進学や大学進学を目指した学習支援、保護者を含めた進路相談等の進学支援を行い、子どもたちがその置かれた状況にかかわらず、将来への夢をもって成長し、社会的自立への一歩を踏み出せるよう支援することを目的とする。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、宮崎市とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他本市が適当と認める民間団体に、事業の全部または一部を委託することができる。

3. 支援対象者及び事業参加の決定方法

本事業の支援対象者は、以下の世帯に属する中学生から高校生までの子どもとその保護者。

- (1) 生活保護世帯
- (2) 就学援助受給世帯
- (3) 「宮崎市自立相談支援センター」の相談者
- (4) その他本市が本事業の対象として適当であると認めた世帯

なお、支援対象者の選定にあたっては、中学3年生など進学支援が優先的に必要である状況も考慮し、対象者本人の意思に基づき、福祉事務所の確認により事業への参加が決定されることとする。

4. 事業内容

1に掲げる目的を達成するため、本事業では次の(1)～(4)に掲げる取組等を実施する。

(1) 学習支援

高校進学や大学進学を希望する市内全域の支援対象者に、オンライン、訪問型、集合型など事業者が有する資源（ノウハウ）を活用し、学習のレベルアップに効果的な、個別やグループでの学習支援を実施する。

(2) 進路相談支援

支援対象者に対して進路相談を実施し、支援対象者の目標を明確化するとともに、受験に向けて必要な心構えなどの助言を行う。

(3) 家庭訪問支援

支援対象者やその保護者に対して、訪問や電話により、子どもの学習や進路などに関する相談や、受験に向けた支援制度、費用面などに関する相談支援を実施する。

(4) ケース会議

支援対象者の本事業への参加状況や学習・進路相談支援などの状況を共有し、課題解消に向けた対応策を検討するためのケース会議を必要に応じて開催する。

5. 事業の実施方法

具体的な事業の実施方法は、「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」（平成 27 年 7 月 27 日 社援発 0727 第 2 号「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」）に従うこととする。また、本事業を委託にて実施する際には、別途「業務委託仕様書」に従うこととする。

附則

この要領は、令和 6 年 2 月 8 日から施行する。